

議会受付番号	鎌議第 1301 号
質問者	上島 寛弘議員
答弁する者	市長（総務部 職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

納税課のデータ改竄に係るメンタルヘルスケア

2 質問の要旨

鎌議第 1190 号の答弁において、出勤時刻の改竄の片棒を担がされていた職員について「体調面の不調に関する訴えはありません」とのことだが、メンタルヘルスについては、まさに自覚症状が無い段階で対応しなくては手遅れになりかねない問題であり、職員課が能動的に産業医面談を行って対応する必要があるのではないか、職員自身の行ったことが端緒となって議会やメディア、インターネットでも大問題となっており、市の契約する産業医の見解として実行者である職員へのケアの必要性や異動の有無について医学的にどのような考えであるのか。

3 答弁

現在は、対象職員から体調面の不調に関する訴えはありませんが、これからも職場の管理監督者とともに、職員の見守りやストレスを抱えていないかの確認を行い、ケアをしていく必要があると考えています。

また、産業医の面談に関しては、常に相談体制が整備されていることを本人に伝え、職員が精神的負担を抱えることの無いよう、慎重に対応していきます。